

### 文化財保護法と

#### 文化財の保護

文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。そのような私たちの財産も、歴史上の転換期には、常に破損、散逸、消失の危機に遭遇してきました。特に、戦中、戦後の社会的、経済的な

混乱は、多くの文化財の荒廃を招き、昭和24年1月には世界最古の木造建造物である法隆寺金堂ほうりゅうじこんどうの壁画が火災で焼失する事件が発生しました。この事態は、当時の国民に強い衝撃を与え、文化財保護のための立法化の気運が高まりました。そして、それまで文化財の種類ごとに別々に定められていた法律は、これを契機に一本化され、昭和25年に現在の文化財保護法が制定されました。この法律の中で文化財は、

①建造物や絵画、彫刻などの「有形文化財」

②伝統芸能や工芸技術などの「無形文化財」

③風俗慣習や民俗芸能などの「民俗文化財」

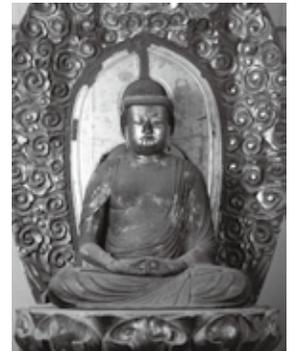
④遺跡や名勝地、動植物などの「記念物」

⑤里山、棚田などの「文化的景観」

⑥民家集落、宿場町などの「伝統的建造物群」

の6つに分類されたほか、土地に埋蔵されている「埋蔵文化財」や文化財の修理などに必要な「文化財の保存技術」も位置付けられました。「文化財」という言葉は、この時に生み出されたもので、その後広く一般に使われるようになりました。

これらの文化財を守り、保護していくうえで代表的なものが指定制度で、重要なものが国の「重要文化財」として、そのうち特に価値の高いものが「国宝」として指定されます。昨年の3月に行田市の「埼玉古墳群さいたまこふんぐん」が「特別史跡」に指定されましたが、これは「国宝」に相当します。指定された文化財は、許可制などの強い規制や補助金などの交付といった手厚い保護の下に守られることとなります。同様に県や市町村の地方公共団体でも、文化財保護条例を制定し指定することで、身近な地域の文化財の保護を図っています。このことから「文化財」＝「国や県、市町村により文化財指定されたもの」というイメージがありますが、これは、文化財の保護という行為の力点が「保存」することに置かれてきたためだと考えられます。



▲有形文化財  
「重要文化財 木造阿弥陀如来坐像  
(泉福寺)」



▲民俗文化財  
「市指定 三田原のささら獅子舞」

視点が加えられました。文化財を後世に伝えるべき価値あるものとして理解を深めるためには、公開や継続的な使用といった「活用」を適切に進めることが必要です。文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、歴史、人々の伝統的な活動などと密接に関連していることから、文化財を取り巻く周囲の環境も併せて一体的に捉え、「保存」と「活用」の両輪で文化財の保護をしていこうとするものです。これにより、私たちの身の回りにあるものすべてが「文化財」としての要素を含み、「文化財」という言葉の持つイメージや価値観も変わっていくことになるでしょう。そして、この新しい価値観が、今後のまちづくりまぢづくりに新しい展開をもたらすことになるでしょう。皆さんもそのような視点から、日常の光景を違った角度から見つめてみてはいかがでしょうか。

そのような中、近年の私たちを取り巻く情勢は急激に変化し、文化財は過疎化や少子高齢化による担い手不足、開発や災害などによる消失といった存続の危機に晒さらされています。指定された文化財は残り、未指定の文化財は消えゆく道を辿りつつあります。この流れに歯止めをかけるため、平成30年の文化財保護法の改正では、未指定の文化財やその周辺環境にも光を当てるとともに、今まで「保存」に置かれていた文化財保護の力点を「活用」という



▲記念物  
「県指定 光照寺のコウヤマキ」